

レドックスナビ研究拠点オープン実験室利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学先端融合医療レドックスナビ研究拠点オープン実験室の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(実験室の利用)

第2条 オープン実験室は、次に掲げる業務のために利用することができる。

- 1 レドックスナビ研究拠点における研究業務
- 2 レドックスナビ研究拠点関係者と学内外機関との共同研究及び受託研究
- 3 その他、レドックスナビ研究拠点 拠点長（以下「拠点長」という）が認めた業務

(利用者の資格)

第3条 オープン実験室を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- 1 レドックスナビ研究拠点に所属する職員、協働機関の関係者、及び学生
- 2 その他、拠点長が適当であると認めた者

(利用の申請等)

第4条 オープン実験室を利用しようとするときは、利用を希望する者のうちから研究代表者又は利用責任者（以下、これらの者を「代表者」という）を定め、代表者は、利用申請書を拠点長に提出し、許可を得なければならない。

第5条 機器利用については、予約を原則とする。また、利用の際は、実験室に設置している使用記録帳に氏名や利用内容を記載する。

第6条 利用者多数の場合は、機器毎に一月あたり三回を使用限度とする。

(利用の優先順位)

第7条 オープン実験室の利用に当たっては、レドックスナビ研究拠点の研究業務を優先させるものとする。

(損害の補填)

第8条 利用者が故意又は過失により、施設及び機器を滅失し、又はき損したときは、利用者は、拠点長の指示に従って速やかに原状に復さなければならない。

(経費の負担)

第9条 消耗品の利用に関わる経費は、原則として自己負担とする。

(遵守事項)

第 10 条 利用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 利用時間を遵守する。
- 2 飲食、喫煙、その他利用者の迷惑になる行為をしてはならない。
- 3 オープン実験室設置の機器類に不具合を生じるような物品の持ち込みを禁止する。
- 4 利用者は、関係法令に従って、業務に伴って発生する全ての実験廃棄物を処理する責務を負う。また、実験室内の清掃は使用者が行わなければならない。
- 5 実験終了後、利用者が作成したデータは各自の媒体に保存し、ハードディスク上のデータは、利用後 1 ヶ月以内に削除する。なお、各自のデータ管理は、各研究者の責任によって行う。
- 6 利用中に機器及びソフトウェアに障害が生じた場合、速やかにオープン実験室管理者に連絡する。

(研究成果の公表)

第 11 条 レドックスナビ研究拠点オープン実験室を利用し、成果を発表する場合には、謝辞にその旨を記載する。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、オープン実験室の利用に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

1 この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。